

2024

埼玉県信用保証協会の現況

Disclosure

目 次

ごあいさつ	2
プロフィール	3
コーポレート・アイデンティティ	4
令和5年度の主な取組み	5
令和5年度事業報告	17
令和5年度統計資料	21
第7次中期事業計画	25
令和6年度経営計画	26
信用補完制度	28
信用保証制度の概要	30
情報管理・コンプライアンス等の取組み	35
事業体制と県内ネットワーク	39

ごあいさつ



会 長 砂川 裕紀

日頃、埼玉県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「2024 埼玉県信用保証協会の現況」を作成いたしました。当協会の事業実績や取組み等についてご高覧賜り、当協会に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

さて、令和5年度の県内経済情勢を振り返りますと、物価上昇の影響を受けつつも、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類感染症に分類され、経済活動の正常化が本格化したことで、個人消費が回復したほか、雇用情勢も改善するなど、総じて緩やかに持ち直しの動きが続きました。一方で、物価高の影響長期化や人手不足の影響によるコスト高などの懸念事項もあり、依然として県内中小企業者を取り巻く経済環境は厳しい状況が続いております。

このような中、当協会では、金融機関をはじめとする中小企業支援機関との連携を強化しながら、県内中小企業者の実情に寄り添った支援に取り組んでまいりました。

保証部門においては、埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金の返済据置期間が満了となることに伴い、資金繰りに不安を抱える中小企業者に対し、「伴走支援型保証制度」等の各種借換保証制度を活用した資金繰り支援を実施しました。また、経営支援部門においては、資金繰りが厳しいことが顕在化している中小企業者との対話を通じて、現況を把握するとともに経営課題を整理・共有することで、中小企業者の実情に応じた適切な経営支援の実施に努めました。

コロナ禍を経て経済環境は大きく変容し、中小企業者が抱える課題はより一層多様化しています。令和6年度は、「地域のハブ機能」を十分に発揮し、金融機関・商工団体・中小企業活性化協議会等と緊密に連携しながら、中小企業者の皆さまに最適な支援を届けられるよう、役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。また、信用保証申込の電子受付の運用をさらに拡大するなど、信用保証業務の電子化にも引き続き取り組み、利便性の向上に努めてまいります。関係機関の皆さまには、引き続きご指導、ご鞭撻ならびに温かいご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和6年8月

プロフィール

概要 (令和6年3月31日現在)

名 称	埼玉県信用保証協会
人 格	信用保証協会法に基づく法人
主務大臣	内閣総理大臣・経済産業大臣
本店所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル11階
設 立	昭和24年6月25日
事 務 所	本店、熊谷支店、川越支店、春日部支店
役職員数*	役員 5名 職員 173名 ※非常勤役員・嘱託・パートタイマー等を除く
基本財産	890億円
保証債務残高	1兆2,770億円
保証利用企業者数	58,583企業
関連会社	保証協会債権回収株式会社 保証協会システムセンター株式会社



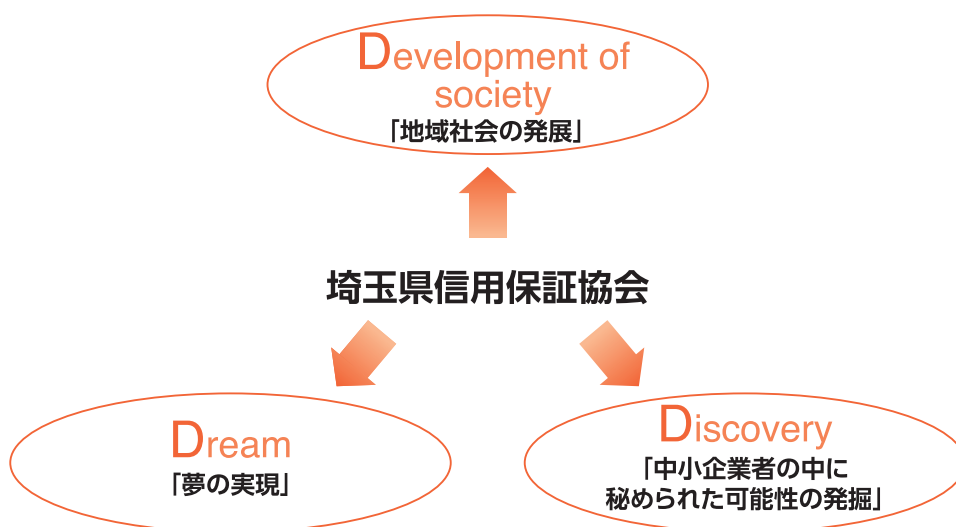
沿革

昭和24年 6月	財団法人埼玉県信用保証協会として大蔵大臣認可
昭和24年 7月	浦和（現：さいたま）市にて業務開始
昭和28年 8月	信用保証協会法公布・施行
昭和29年 6月	信用保証協会法に基づく法人に組織変更
昭和61年 10月	熊谷支所を開設
昭和63年 3月	本所を現住所地のソニックシティビル11階に移転
平成 元年 4月	川越支所を開設
平成 3年 10月	春日部支所を開設
平成11年 4月	「本所」を「本店」に、「支所」を「支店」に名称変更 基本理念およびシンボルマークを改定（3つのD）
平成13年 4月	保証協会債権回収株式会社（埼玉営業所）業務開始

コーポレート・アイデンティティ

基本理念

埼玉県信用保証協会は、
地域社会の発展〈Development of society〉のため、
中小企業者の中に秘められた可能性を発掘〈Discovery〉し、
夢の実現〈Dream〉のお手伝いをします。



基本理念は、当協会のあるべき姿、目指すべき方向を端的にあらわしたものです。この基本理念の3つのDを通じて、より一層皆さまに信頼される信用保証協会の実現に向け、鋭意努力を続けてまいります。

シンボルマーク

シンボルマークは、当協会の基本理念である「3D」を、信用保証協会の持っている「人間的な優しさ」の表現として、ソフトな筆タッチの花びらをモチーフにしました。中小企業・金融機関・当協会の3つの力で大きく花ひらくイメージです。英文ロゴ「SAITAMA GUARANTEE」との組み合わせで、さらにこのシンボルマークは信頼度を増して安定感のあるカタチになります。

コーポレートカラーは、当協会がこれからも「信頼のできる安定した機関」であることを象徴して、安定のブルーと信頼のグリーンを選びました。



令和5年度の主な取組み

中小企業者の実情を踏まえた金融支援

◆資金繰り支援

各種借換保証を活用し、厳しい経営環境に置かれた中小企業者の資金繰り支援に取り組みました。

【伴走支援型保証制度】

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者が、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が継続的な伴走支援を行う保証制度です。

埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金（以下、「ゼロゼロ融資」）の返済本格化等を踏まえ、令和6年6月30日まで取扱期間が延長されました（現在は取扱終了）。

〈制度の特徴〉

国からの保証料補助

国からの保証料補助により通常よりも引き下げた保証料率を適用

柔軟な資金調達

ニーズに合わせて、新たな資金調達にも、借換にも利用可能

継続的なフォローアップ

金融機関との継続的な対話により借入れ後も伴走型の支援が受けられる



〈「伴走支援型保証制度」保証承諾金額・構成比の推移〉

(単位：億円、カッコ内は構成比)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「伴走支援型保証制度」	173 (8.2%)	694 (24.5%)	1,720 (49.0%)
その他の保証制度	1,927 (91.8%)	2,136 (75.5%)	1,788 (51.0%)

◆経営力向上支援

新たな経済環境の中で見出した商機へのチャレンジや、生産性向上に向けた取り組み、SDGs等の社会的課題に取り組む中小企業者を積極的に支援しました。

【SDGs普及促進保証（愛称：ステップワン保証）】

これからSDGsに取り組む、もしくは既に取り組んでいる中小企業者を対象とした保証制度です。SDGsをより多くの方に身近なものとして取り組んでいただくことを目的として令和4年4月1日に創設しました。

〈制度の特徴〉

信用保証料を最大10%引き下げ



*実績：652件 74億円（金額前年比144.6%）

◆経営者保証に依存しない融資の促進

「エグゼクティブ・プラス保証」などの経営者保証を不要とする保証制度のリーフレットを改訂し、同リーフレットを配布、当協会ウェブサイトに掲載することで、同制度の利用を促進しました。

また、令和6年3月15日付で、経営者保証を不要とする新たな保証制度「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）」、「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）」の取扱いを開始しました。

同制度の開始にあたっては、円滑に制度を利用していただくため、令和6年2月16日より事前審査を開始するとともに、同制度のリーフレットを作成し、当協会ウェブサイトに掲載することで、同制度の利用を促進しました。

【エグゼクティブ・プラス保証（ $\alpha \cdot \beta$ ）】

経営者保証不要で、最大2億8千万円（ α 要件の場合）までの無担保保証が可能な制度です。令和5年度に制度要件を改正し（借換対象口の拡大・ α 要件の保証限度額拡大など）、よりご利用しやすくなりました。

*実績：651件 261億円（金額前年比148.8%）

〈制度の特徴〉

- ・経営者保証は不要
- ・最大2億8千万円まで無担保保証が可能（ α 要件）

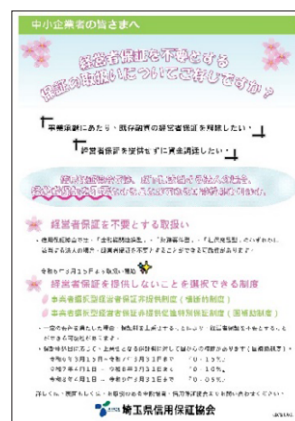


【事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）】

一定の要件を満たした場合に、信用保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とすることができる制度です。保証制度を問わず横断的に適用することが可能です。

【事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）】

一定の要件を満たした場合に、信用保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とすることができる保証制度です。保証申込日に応じて上乗せとなる信用保証料に対して、国からの補助があります。



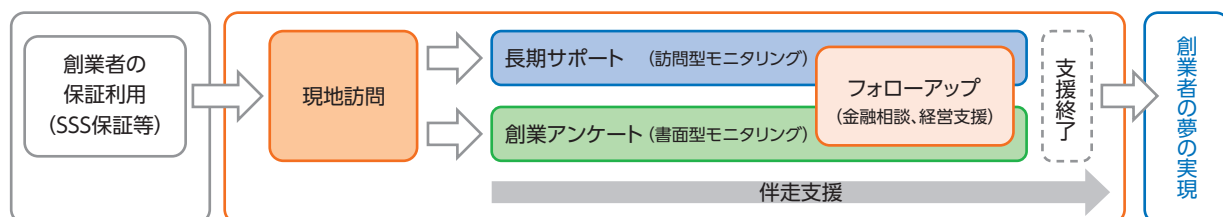
令和5年度の主な取組み

創業者伴走支援パッケージ（通称：「ブリッジ（架け橋）」）の実施

スタートアップ企業（創業者）の育成や、創業間もない時期からの支援体制の確立を目指し、創業者伴走支援パッケージ（通称：「ブリッジ（架け橋）」）を実施しています。

スタートアップ創出促進保証制度（略称：SSS保証）を中心として、初めて当協会を利用した創業者については、当協会職員が原則として現地訪問を行い、継続的な訪問（モニタリング）により創業者に伴走することで（長期サポート）、金融機関や支援機関と連携しながらフォローアップ（金融相談や経営支援）を実施しています。

《「ブリッジ（架け橋）」実施イメージ》



【スタートアップ創出促進保証制度（略称：SSS保証）】

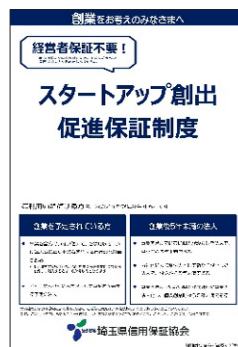
スタートアップを含む起業・創業の促進につながるよう、経営者保証を不要とする創業時の新しい保証制度として、令和5年3月15日より取り扱いを開始しました。

制度の取扱い開始にあたっては、円滑に制度を利用いただくために、令和5年2月20日より当協会と金融機関が連携して事前相談の対応を行いました。また、同制度のリーフレットを作成し、当協会のウェブサイトに掲載することで、同制度の利用を促進しました。

*実績：65件 5億円

【創業者向け案内書「創業Navi」】

創業に向けての心構え、資金プランの立て方や資金計画の作成方法等を順序だててわかりやすく説明した創業者向け案内書「創業Navi」を作成し、当協会各部支店の窓口で配布しているほか、より多くの方にご活用いただけるよう当協会のウェブサイトにも掲載しています。



創業セミナーへの講師派遣

所沢商工会議所および所沢市の主催で開催された創業セミナーに、当協会職員を講師として派遣しました。

創業セミナーでは、所沢市内で開業予定または開業5年未満の方等を対象に、経営の基本的な考え方や事業計画の策定方法等について解説しています。当協会からは創業時における信用保証協会の役割や創業支援メニューについて説明しました。

今後も商工会議所や市町村等と連携し、創業を考えている、または創業間もない中小企業者の知識・ノウハウの向上支援に取り組んでまいります。

【令和5年度 講師派遣実績】

- 第29期 開業ゼミナール
開催日：令和5年6月20日
- 第9回 開業Cafe
開催日：令和5年9月16日
- 第30期 開業ゼミナール
開催日：令和5年11月4日

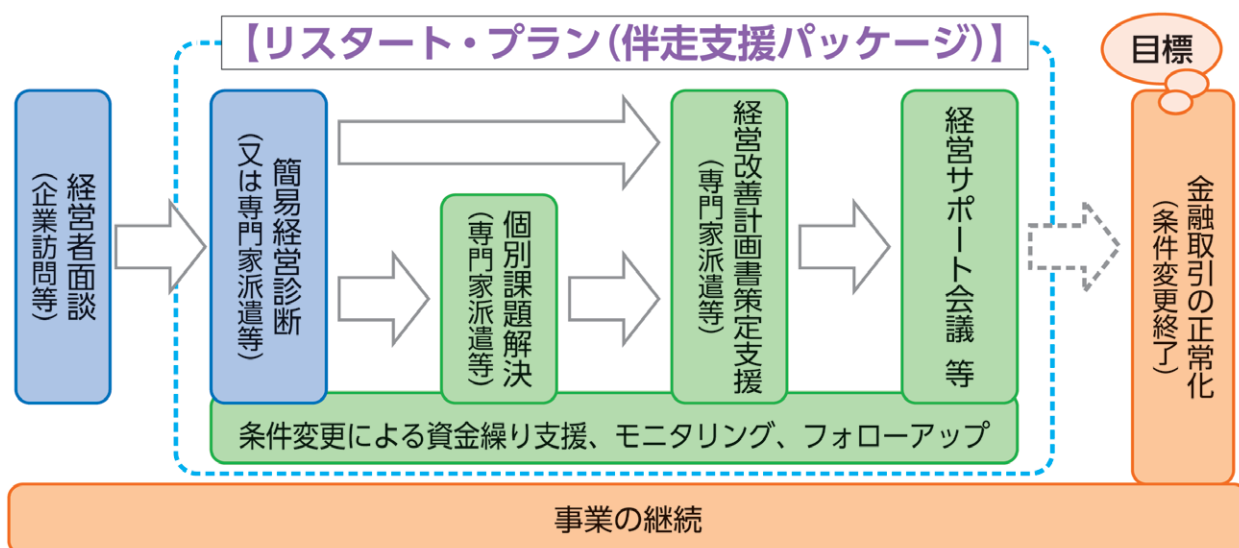
個々の中小企業者に寄り添った経営支援の実施

令和5年度は、「ゼロゼロ融資」の返済を開始する中小企業者が集中していたことから、新たに条件変更の申請があった中小企業者等、資金繰りが厳しいことが顕在化している中小企業者を中心に訪問・面談を実施しました。事業の継続に向けて、中小企業者との対話を通じた現況の把握、経営課題の整理・共有を行い、金融機関や外部専門家と連携しながら、適切な経営支援の提案、実施に取り組みました。

◆新たな条件変更を行う中小企業者への伴走支援施策「リスタート・プラン」

新たに条件変更を行う中小企業者を支援するため、伴走支援施策「リスタート・プラン」を実施しています。簡易経営診断を活用して早期に経営課題を発見、整理するとともに、課題解決に向けた提案を行い、金融取引の正常化を目指して中小企業者に寄り添った支援を行います。

《「リスタート・プラン」実施イメージ》



◆インボイスセミナーの開催

令和5年8月1日、公認会計士・税理士の柴田英樹氏（柴田英樹公認会計士税理士事務所代表）を講師としてお招きし、免税事業者を対象としたインボイス対策セミナーを開催しました。セミナーでは、消費税の基礎知識やインボイス制度の概要といった基本的なものから、免税事業者に求められる対応やインボイスを発行するために必要となる手続きといった詳細なものまで、幅広い内容について具体例を交えてご説明いただきました。

終了後のアンケートでは「インボイス制度に対する不安が解消された」「登録すべきか迷っていたが、明確になり助かった」といった感想を受講者の方々からいただきました。



令和5年度の主な取組み

◆各種経営支援策

【専門家派遣】

経営課題を抱えている中小企業者に豊富な知識と経験を有する専門家を派遣し、目標実現や課題解決に向けたお手伝いをしています。派遣費用については、当協会の補助制度をご利用いただけます。

埼玉県中小企業診断協会、日本技術士会埼玉県支部、日本公認会計士協会埼玉会等と連携し、中小企業者が抱える経営課題に適した専門家を派遣しています。

【経営サポート会議】

「経営サポート会議」は、中小企業者が抱える課題の解決をサポートするため、中小企業者と取引金融機関等の関係者が一堂に会し、支援の方向性について意見交換を行う会議です。

当協会が事務局を務め会議を円滑に運営することで、課題の早期解決をサポートしています。

【経営改善計画策定支援事業の事業者負担費用への補助】

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善に取り組んでいる中小企業者に対して、平成25年11月から経営改善計画の策定に係る費用の一部を補助しています。

【返済正常化および事業再生の取組み】

借換保証等を活用した返済正常化支援、および求償権消滅保証等を活用した事業再生支援に取り組んでいます。

その他にも、埼玉県中小企業活性化協議会への職員派遣をはじめ、金融機関の再生支援部署や地域の関係機関との連携を深める等、返済正常化および事業再生に向けた体制の充実と強化を図っています。

相談窓口の設置（令和6年4月1日現在）

経営環境の急激な変化等により、資金繰りに影響を受ける中小企業者からのご相談を受けるため、各種相談窓口を設置しています。

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口
- ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口

各種サポートデスクの設置

「創業」「海外展開」「事業承継」に関するご相談を承る専用のサポートデスクを設置しています。

創業に関するご相談	創業サポートデスク	048-729-7911
海外展開に関するご相談	海外展開サポートデスク	048-729-7912
事業承継に関するご相談	事業承継サポートデスク	048-729-7913

「彩の国中小企業支援ネットワーク」による関係機関との連携

本ネットワークは、関係機関の連携強化と協調体制を構築することで、中小企業者の経営改善や再生支援を促し、地域経済の活性化を図ることを目的として、当協会が事務局となり、平成24年9月に発足しました。

彩の国中小企業支援ネットワーク

〈事務局〉
埼玉県信用保証協会

ネットワーク会議（全体会議）

- ・ 関東財務局
- ・ 関東経済産業局
- ・ 自治体
- ・ 経営支援機関
- ・ 外部専門家

地域の再生事例、経営改善や創業に関するノウハウ、スキルを共有し、地域全体の中小企業者支援に関する目線合わせを目的として定期的に開催

金融分科会

- ・ 地域金融機関
- ・ 政府系金融機関

ネットワークの構成メンバーの中から個別テーマを共有する関係機関が集い、テーマに係る情報交換や協議・検討を行うため定期的に開催

（平成27年5月設置）

経営サポート会議

- ・ 中小企業者
- ・ 取引金融機関

中小企業者が抱える課題の解決をサポートするため、中小企業者と取引金融機関等の関係者が一堂に会し、支援の方向性について意見交換を行う会議

情報共有

〈構成メンバー〉（全28機関）※順不同

関東財務局／関東経済産業局／埼玉県／さいたま市（産業創造財団を含む）／埼玉県中小企業活性化協議会／地域経済活性化支援機構／日本政策金融公庫／商工組合中央金庫／埼玉りそな銀行／武蔵野銀行／埼玉県信用金庫／川口信用金庫／飯能信用金庫／青木信用金庫／熊谷商工信用組合／埼玉信用組合／埼玉県医師信用組合／埼玉県産業振興公社／埼玉県商工会議所連合会／埼玉県商工会連合会／埼玉県中小企業団体中央会／関東信越税理士会埼玉県支部連合会／日本公認会計士協会埼玉会／埼玉県中小企業診断協会／埼玉弁護士会／さいたま商工会議所／埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター／埼玉県信用保証協会

【令和5年度開催実績】

● 第10回 金融分科会

開催日：令和5年7月18日



第10回 金融分科会

● 第20回 彩の国中小企業支援ネットワーク会議

開催日：令和5年11月21日



第20回 彩の国中小企業ネットワーク会議

令和5年度の主な取り組み

信用保証業務の電子化

当協会では、中小企業者に対する資金供給をより迅速なものとするため、信用保証業務の電子化を進めています。

【信用保証申込の電子受付】

全国信用保証協会連合会等が中心となり開発した「信用保証協会電子受付システム」の稼働に伴い、2金融機関で信用保証申込の電子受付の運用を実施しています。本システムを活用することで、金融機関・保証協会間で保証申込に係る各種データの授受が可能となり、信用保証申込手続きの効率化を図ることができました。

【信用保証書の電子交付】

信用保証書を書面に代えて電子での交付とすることで、保証付融資実行までのリードタイム短縮や、金融機関における信用保証書の保管コスト削減（物理的管理スペースの削減、紛失リスクの減少）を図ることができました。すでに保証承諾の90%が保証書の電子交付に対応しています。

【ペーパーレス化の促進】

ペーパーレスの促進として、企業ファイルの電子化を開始しました。また新グループウェアの導入に伴い、一部の業務にワークフローを導入したほか、統括部門の職員へのPC端末配布およびファイルサーバー構築により、ペーパーレス会議、Web会議の環境を整備しました。ペーパーレス化の促進により業務効率化とコスト削減を図ることができました。

危機管理の徹底

◆反社会的勢力の排除や不正利用の防止への取り組み

当協会では、信用保証委託契約書に反社会的勢力の排除条項を盛り込み、申込人または連帯保証人が反社会的勢力およびその共生者に該当する場合は、信用保証の対象外としています。平成26年8月には、反社会的勢力に対する統一的な対応方法を明確化したマニュアルを作成し、反社会的勢力との関係を遮断するため、定期的に内部研修を実施する等、役職員一丸となって取り組んでいます。

また、第三者が介在する申込みや、申込内容と実態が異なる場合は一切保証しないことをパンフレットに明記する等、信用保証の不正利用防止にも努めています。

◆事業継続計画（BCP）の策定

当協会では、災害等の緊急事態が発生した場合の行動指針として、事業継続計画（BCP）を定めています。BCPでは、災害等緊急事態発生時の対策基準、連絡態勢や出勤態勢等について定めるとともに、定期的に訓練を実施し、緊急時に備えています。

令和5年度は、大規模災害発生によるシステムダウンを想定して、保証申込から保証書発行の業務訓練を実施しました。

商工団体（商工会議所・商工会）との連携

商工会議所・商工会との連携による中小企業支援として、「事前照会スキーム」の取扱いを開始しました。商工会議所・商工会で受けた金融相談の内容を当協会と共有することで、支援方針の目線合わせが可能となり、中小企業者皆さまの迅速な資金調達につながっています。

SDGsに関する取組み

◆「埼玉県SDGsパートナー」への登録

当協会は、埼玉県が主催する「埼玉県SDGsパートナー」に登録し、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、以下の取組みを行っています。「埼玉県SDGsパートナー」とは、自らSDGsに取組み、その実施内容を公表する県内企業・団体等を埼玉県が登録する制度です。

以下の項目に限らず、地域の公的機関として持続可能な社会の実現に向けた取組みを積極的に行ってまいります。



	SDGs達成に向けた重点的な取組み	指標
環境	CO ₂ 削減に向け、2020年度の数値を基準として電力使用量の削減を図る。 〈2023年度の数値〉226,762KWH 2020年度比で▲10.6%	〈2030年に向けた指標〉2020年度比で▲20% 〈取組開始3年後に向けた指標〉2020年度比で▲10%
社会	フードドライブ運動を実施する。 〈2023年度の数値〉年2回 延べ146人	〈2030年に向けた指標〉年2回 延べ110人以上 〈取組開始3年後に向けた指標〉年2回 延べ70人以上
経済	多様な働き方を推進し、女性役員者比率向上を図る。 〈2023年度の数値〉20.8%	〈2030年に向けた指標〉30%以上 〈取組開始3年後に向けた指標〉27%以上

◆埼玉県サステナビリティボンド「埼玉県ESG債」への投資を実施

埼玉県が発行するサステナビリティボンド債への投資を第1回に引き続き実施しました。

（サステナビリティボンドとは、調達資金の全額が環境問題の解決を目指すグリーンプロジェクト、社会問題の解決を目指すソーシャルプロジェクトの双方に充てられる債券です。）

【発行概要】

名称	埼玉県第2回公募公債（サステナビリティボンド・10年）
年限	10年
発行額	290億円
発行日	令和5年8月29日

◆フードドライブ運動へ参加

令和5年7月と令和6年1月にフードドライブ運動を実施しました。役職員が持参した587品（令和5年7月：350品、令和6年1月：237品）の食料品を特定非営利活動法人フードバンク埼玉に寄付しました。寄付した食料品は、同法人を通じて福祉施設等に届けられました。

◆仕事と家庭の両立支援

育児休業や育児短時間勤務等の各種制度により、全ての職員が仕事と育児を両立できる働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

当協会は、平成29年12月1日に埼玉県の「多様な働き方実践企業制度」において最上位の「プラチナ区分」に認定されており、令和4年12月1日付で「プラチナ区分」認定を更新しました。

育児休業の取得も奨励しており、令和5年度は9名の職員（男性職員1名、女性職員8名）が育児休業を取得しました。今後もいきいきと働ける職場環境づくりに取り組んでまいります。



令和5年度の主な取組み

社会貢献活動への取組み

当協会は、地域の公的機関として社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

◆ベトナム国別研修（JICA主催）への講師派遣

令和5年5月11日、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する2023年度ベトナム国別研修「中小企業支援政策の実施能力向上・中小企業診断士制度と業務の理解促進」に、当協会職員を講師として派遣しました。

本研修は、ベトナムの中小企業支援政策の実施の中核を担う方を対象に、中小企業支援政策に関する知識や政策の実施能力向上を図ることを目的として実施されています。当協会からは「日本の信用保証制度について」をテーマに、信用保証制度の成り立ちや仕組み等について説明しました。

参加者からは、信用保証協会の業務内容や財務状況など、信用保証協会の運営に関わる多くの質問が寄せられ、活発な意見交換の時間となりました。



◆川越市とのタウンミーティングへの参加

令和5年7月10日、当協会を含む地域連携若手交流会（川越エリア）は、埼玉県信用金庫 川越支店にて行われた川越市（川合善明市長）とのタウンミーティングに参加しました。この交流会は、川越市内の金融機関や商工団体等が業務の相互理解を図ることにより、地域課題の共有やソリューション強化に向けた連携を活性化させることを目的として発足したもので、自治体との意見交換は今回が初めての取組みとなりました。

タウンミーティングでは、これまで交流会の参加者間で検討してきた市の振興策について川越市長へ提案を行い、それぞれの振興策について市長や参加者の間で活発な意見交換がなされました。



地域連携若手交流会（川越エリア） ※順不同

埼玉県信用金庫（川越支店）／飯能信用金庫（南大塚支店、川越支店）／日本政策金融公庫（川越支店）／川越商工会議所／埼玉県信用保証協会（川越支店）

◆埼玉大学での特別講義を開催

令和5年12月13日および12月20日、埼玉りそな銀行との共催により、埼玉大学経済学部（中川忍教授ゼミ他）にて特別講義を開催しました。本講義は、地域貢献の取組みの一環として、中小企業支援機関が果たす役割への理解等を通じ、地域経済を担う人材の育成に寄与することを目的として実施しています。

参加した学生からは「中小企業を支える仕組みについて理解できた」、「生まれ育った埼玉の中小企業を支えられる仕事に興味を持った」等の感想をいただきました。



広報活動

◆協会ウェブサイト

中小企業者や関係機関への情報発信と事務の効率化を図るため、ウェブサイトを開設しています。

当協会の概要や保証制度等をご案内するページの他、金融機関にご利用いただける書式ダウンロードページを設け、利便性の向上に努めています。

また、中小企業者の皆さまが当協会の創業支援や経営支援を安心してご利用いただけるように、経営支援等をご利用いただいたお客さまの声をご紹介するコーナーを設けています。令和5年度は、「創業支援を利用されたお客さまの声」のページをリニューアルし、創業支援をご利用いただいたお客さまからお伺いした創業の経緯や当協会を利用した感想等について紹介しています。

今後もウェブサイトのさらなる充実を図ることで、有益な情報を分かり易く・迅速にお伝えできるよう努めてまいります。



トップページ



「創業支援を利用されたお客さまの声」



◆各種広報物の発行

当協会を初めて利用される中小企業者に向けたパンフレット「業務のご案内」や、当協会の経営支援について説明したパンフレット「経営支援のご案内」など、目的や用途に合わせた広報物を発行し、当協会や関係機関の窓口で配布しています。

令和5年度は、「エグゼクティブ・プラス保証（ $\alpha \cdot \beta$ ）」、「無担保マスター」、「前途洋々」の3つの保証制度のリーフレットを新たに作成しました。



「業務のご案内」



保証制度リーフレット

令和5年度の主な取組み

◆ノベルティグッズの作製

当協会では、協会をより身近に感じていただくためにノベルティグッズを作製しています。

令和5年度は「ハードカバーメモ」を新たに作製し、中小企業者の皆さまや関係機関の皆さまに配布しました。「ハードカバーメモ」の紙にはFSC（森林管理協議会）が認定する「FSC 認証材」が使用されており、SDGsへの取組みにも貢献しています。

また、埼玉県の特産品である「小川和紙」を使用したティッシュ入れも継続して配布しました。



「ハードカバーメモ」



「小川和紙ティッシュ入れ」

◆マスメディアを活用した広報

当協会の概要や経営支援策等を中小企業者や一般の方に幅広く知っていただくため、FM NACK5でのラジオCM放送や、テレビ埼玉の「埼玉ビジネスウォッチ」のインフォメーションコーナーでの放映を行っています。また、新聞やテレビへの広告掲載も行っています。

【令和5年度の広報実績】

- FM NACK5（ラジオCM放送）
毎週金曜日 12：59
- テレビ埼玉「埼玉ビジネスウォッチ」のインフォメーションコーナー（「経営支援のご案内」放映）
毎週土曜日 22：00～22：30（再放送：毎週日曜日11：30～12：00）
※隔週での放映
- テレビ埼玉「2023 高校野球中継応援スーパー」（広告放映）
放映日 令和5年7月28日 決勝試合
- 埼玉新聞「埼玉県民の日特集2023」（広告掲載）
掲載日 令和5年11月9日



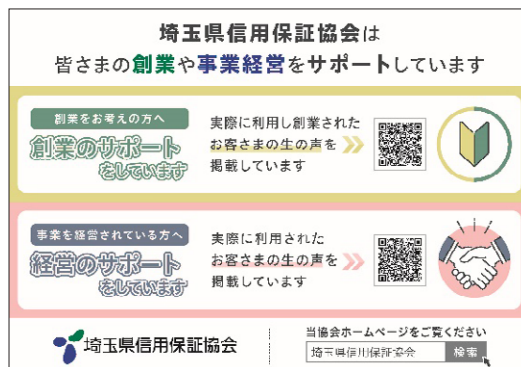
テレビ埼玉「2023 高校野球中継応援スーパー」



埼玉新聞「埼玉県民の日特集2023」

◆関係機関広報誌を活用した広報

当協会が行っている経営支援策等を中小企業者の皆さまに幅広く知っていただくため、埼玉県産業振興公社、さいたま・川口・川越の商工会議所の広報誌に広告を掲載しています。



◆ビジネスフェアへの出展

当協会を中小企業者に幅広く知っていただくため、関係機関が主催するビジネスフェアに出展し、来場された方へ当協会の概要や各種支援施策についてご案内しました。

【令和5年度出展実績】

- さいしんビジネスフェア 2023
開催日：(オンライン展示) 令和5年6月7日
(リアル展示) 令和5年5月10日～6月30日
会場：さいたまスーパーアリーナ
- 第20回あおしんビジネス支援マッチング大会
開催日：令和5年10月18日
会場：フォレスト・イン昭和館（東京都昭島市）
- 彩の国ビジネスアリーナ 2024
開催日：(オンライン展示) 令和6年1月17日～31日
(リアル展示) 令和5年1月24日～25日
会場：さいたまスーパーアリーナ



彩の国ビジネスアリーナ 2024
出展ブース

令和5年度事業報告

業務実績

【主要業務数値】

(単位：件、百万円、%)

項 目	件 数	金 額		計画値 (金額)	
			対前期比		計画達成率
保 証 承 諾	21,850	350,791	123.9	282,000	124.4
保 証 債 務 残 高	112,452	1,277,025	87.1	1,310,000	97.5
代 位 弁 済	1,862	19,713	138.0	34,000	58.0
実 際 回 収	264	3,113	97.4	3,000	103.8

【保証承諾】

対前期比123.9%、対計画比124.4%の保証承諾となりました。前期実績および事業計画値を上回った要因は、資源価格の高騰に伴う物価高の影響が続く中で「ゼロゼロ融資」の実質無利子期間終了に合わせて返済を開始する事業者が令和5年6月～同年10月に集中していたことから、借換による資金繰りの安定を目的とした「伴走支援型保証制度」の利用を促したことが事業者の需要を捉えたものと分析しています。

【保証債務残高】

保証債務残高は、「伴走支援型保証制度」を活用した借換による保証承諾が中心となったこと、「ゼロゼロ融資」の返済開始に伴う償還が増加したことにより、対前期比87.1%、計画比97.5%での着地となりました。

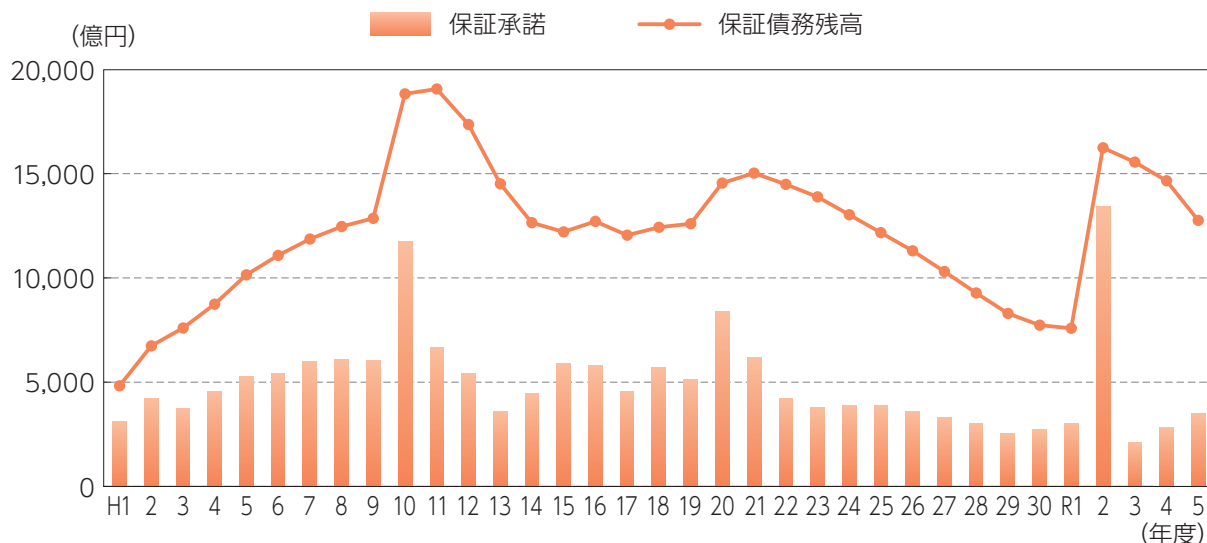
【代位弁済】

1,862件、19,713百万円（対前期比138.0%、対計画比58.0%）となり、前期実績を上回ったものの事業計画値を下回りました。

【実際回収】

3,113百万円（対前期比97.4%、対計画比103.8%）となり、前期実績を下回ったものの事業計画値を上回りました。

保証承諾金額および保証債務残高の推移



収支計算書

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (単位：千円)

科目	金額
経常収入	15,008,826
保証料	13,252,928
運用資産収入	724,997
責任共有負担金	871,181
その他	159,721
経常支出	8,740,031
業務費	2,481,782
信用保険料	5,843,475
責任共有負担金納付金	123,987
その他	290,786
経常収支差額	6,268,795
経常外収入	28,695,632
償却求償権回収金	290,479
責任準備金戻入	9,654,992
求償権償却準備金戻入	1,481,219
求償権補てん金戻入	17,268,941
その他	0
経常外支出	29,110,575
求償権償却	18,831,305
責任準備金繰入	8,624,216
求償権償却準備金繰入	1,637,879
その他	17,175
経常外収支差額	△414,943
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	5,853,853
収支差額変動準備金繰入額	2,926,000
基本財産繰入額	2,927,853

保証料

受入保証料のうち、当該年度に対応する保証料を計上しています。

責任準備金

景気変動等により代位弁済が著しく増加した場合の備え（支払資金）として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権補てん金

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と県・市町村等から受領した損失補償金からなっています。

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う当該年度分の信用保険料を計上しています。

求償権償却準備金

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権に対して一定の割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権償却

年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権（自己償却）や当年度受領した保険金、損失補償金相当額を計上しています。

収支差額変動準備金取崩額

経常収支差額と経常外収支差額の合計額が負となった場合であって、さらに制度改革促進基金取崩額を加えた額がなお負となる場合、収支差額変動準備金をもって収支の差額の欠損を補てんすることになっています。

(単位：千円)

経常外収支	
償却求償権回収金	290,479
責任準備金	
戻入	9,654,992
繰入	△8,624,216
(当期純戻入額)	(1,030,776)
求償権償却準備金	
戻入	1,481,219
繰入	△1,637,879
(当期純戻入額)	(△156,660)
求償権償却	
求償権償却	△18,831,305
求償権補てん金戻入	17,268,941
(当期自己償却額)	(△1,562,364)
その他	△17,175
経常外収支差額	△414,943

上表は、信用保証協会法施行規則に基づいて作成した収支決算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると左表のようになります。

令和5年度事業報告

貸借対照表

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

令和6年3月31日現在

(単位：千円)

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
現金	357	基本財産	89,033,520
● 預け金	59,416,719	(内訳) 基金	32,815,793
(内訳) 当座預金	359,345	基金準備金	56,217,727
普通預金	4,011,882	制度改革促進基金	0
定期預金	55,000,000	収支差額変動準備金	30,321,552
郵便貯金	45,491	責任準備金	8,624,216
● 有価証券	98,554,189	求償権償却準備金	1,637,879
(内訳) 国債	0	退職給与引当金	927,860
地方債	42,446,414	損失補償金	0
社債	56,089,775	保証債務	1,277,024,898
株式	18,000	求償権補てん金	0
● 其他有価証券	0	借入金	0
● 動産・不動産	57,538	雑勘定	36,158,853
(内訳) 事業用不動産	15,906	(内訳) 仮受金	129,508
事業用動産	41,632	保険納付金	92,842
● 保証債務見返	1,277,024,898	損失補償納付金	87,093
● 求償権	5,931,562	未経過保証料	35,834,155
● 雑勘定	2,743,515	未払保険料	4,060
(内訳) 仮払金	37,676	未払費用	11,194
厚生基金	173,992		
連合会勘定	8,691		
未収利息	118,032		
● 未経過保険料	2,405,124		
合計	1,443,728,777	合計	1,443,728,777

預け金

代位弁済の支払準備資産等として、各金融機関へ預託しています。

有価証券

地方債や社債等を保有し、運用しています。

求償権

経理上の求償権とは、一般求償権残高から保険金および県・市町村等の損失補償金相当分を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、次年度に帰属する部分を計上しています。

基本財産

株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出えん金と金融機関等負担金からなる【基金】と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】から構成されています。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して協会経営が不安定になるのを防ぐことができます。

未経過保証料

受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。経理上は保証料の前受金にあたります。

(単位：千円)

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	59,417,076	責任準備金	8,624,216
有価証券	98,554,189	退職給与引当金	927,860
其他有価証券	0	借入金	0
動産・不動産	57,538	雑勘定	36,158,853
求償権	5,931,562	● 負債合計	45,710,929
求償権償却準備金	△1,637,879	【正味財産】	
雑勘定	2,743,515	基本財産	89,033,520
		収支差額変動準備金	30,321,552
		正味財産合計	119,355,072
合計	165,066,001	負債および正味財産合計	165,066,001

※保証債務見返（借方）・保証債務（貸方）1,277,024,898千円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、この表から除いています。

上表は、信用保証協会法施行規則に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に書き換えると次表のようになります。

基本財産

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

基本財産は、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、保証債務の最高限度の算定基礎となっています。

このため、当協会が健全な経営を行い、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

当協会が引き受けできる保証債務の最高限度は、定款により基本財産の60倍（定款倍率といいます）と定められています。令和5年度末の基本財産は890億円となりましたので、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度は、5兆3,420億円となります。

※令和5年度末の保証債務残高1兆2,770億円の実際倍率は14.3倍（定款倍率に対する消化率23.9%）

【基本財産の推移】

（単位：百万円）

年度	基本財産	基金	
		基金	基金準備金
令和元年度	79,036	32,429	46,607
令和2年度	79,140	32,533	46,607
令和3年度	83,028	32,691	50,337
令和4年度	86,040	32,751	53,290
令和5年度	89,034	32,816	56,218

経営計画の評価

経営の透明性向上のため、毎年度の経営計画に基づく業務実績について自己評価を行うとともに、弁護士、公認会計士など評価に必要な学識を有する第三者で構成される外部評価委員会を設置し、客観的な評価を受けています。

令和6年6月26日に開催した外部評価委員会において、令和5年度の取組みに関し、外部評価委員からは「経済環境がアフターコロナのフェーズに移行したものの、新たに円安や資源価格の高騰の影響が続く中、「伴走支援型保証制度」を推進し、事業者の資金繰りに対する不安の解消に注力した点を評価する。一方で、同制度の保証承諾実績が年度実績の半数を占めていることから、同制度を利用した事業者のモニタリング、フォローアップを行っていただきたい。」等の意見をいただきました。

なお、令和5年度経営計画に対する自己評価と外部評価委員からの意見については、当協会ウェブサイトにて公表しております。



令和5年度統計資料

(数値の単位未満は四捨五入しているため、合計値と一致しない場合があります。)

部署別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
さいたま営業部	4,993	69,397	14.7	33.0	6,441	100,125	144.3	35.4	7,158	117,560	117.4	33.5
熊谷支店	2,692	35,314	16.2	16.8	2,829	42,458	120.2	15.0	3,708	57,945	136.5	16.5
川越支店	4,447	61,204	18.1	29.1	5,764	85,610	139.9	30.2	6,758	105,334	123.0	30.0
春日部支店	3,277	44,126	14.1	21.0	3,722	54,891	124.4	19.4	4,226	69,951	127.4	19.9
合 計	15,409	210,042	15.7	100.0	18,756	283,084	134.8	100.0	21,850	350,791	123.9	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
さいたま営業部	45,707	545,055	93.9	35.0	44,624	509,365	93.5	34.7	38,167	425,367	83.5	33.3
熊谷支店	21,303	255,253	96.6	16.4	20,386	238,892	93.6	16.3	19,927	224,033	93.8	17.5
川越支店	33,206	395,532	97.5	25.4	32,873	380,705	96.3	26.0	29,907	339,640	89.2	26.6
春日部支店	28,177	361,316	96.2	23.2	27,346	337,833	93.5	23.0	24,451	287,985	85.2	22.6
合 計	128,393	1,557,156	95.8	100.0	125,229	1,466,795	94.2	100.0	112,452	1,277,025	87.1	100.0

■代位弁済（元利）

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
さいたま営業部	346	4,061	127.9	44.5	472	5,432	133.8	38.0	643	7,441	137.0	37.7
熊谷支店	145	1,405	100.0	15.4	224	1,996	142.1	14.0	262	2,433	121.9	12.3
川越支店	201	1,787	59.3	19.6	328	3,287	183.9	23.0	560	5,177	157.5	26.3
春日部支店	197	1,880	92.1	20.6	332	3,566	189.7	25.0	397	4,661	130.7	23.6
合 計	889	9,133	94.8	100.0	1,356	14,281	156.4	100.0	1,862	19,713	138.0	100.0

■実際求償権回収（元損）

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
全 体	341	3,596	119.3	100.0	312	3,195	88.9	100.0	264	3,113	97.4	100.0
うちサービサー	154	855	100.0	23.8	85	673	78.8	21.1	40	539	80.1	17.3

金融機関群別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	1,888	40,074	15.0	19.1	2,661	60,520	151.0	21.4	2,962	61,088	100.9	17.4
地方銀行	2,860	52,560	15.7	25.0	3,048	57,320	109.1	20.2	3,778	78,474	136.9	22.4
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	1,659	19,095	17.4	9.1	1,869	25,225	132.1	8.9	1,698	26,577	105.4	7.6
信用金庫	8,485	94,736	15.7	45.1	10,690	135,620	143.2	47.9	12,730	176,320	130.0	50.3
信用組合	505	3,336	13.1	1.6	476	4,120	123.5	1.5	663	8,100	196.6	2.3
政府系金融機関	12	241	83.1	0.1	12	279	115.6	0.1	19	233	83.5	0.1
その他	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	15,409	210,042	15.7	100.0	18,756	283,084	134.8	100.0	21,850	350,791	123.9	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	23,736	349,394	90.7	22.4	21,360	312,428	89.4	21.3	17,551	250,629	80.2	19.6
地方銀行	24,651	380,888	98.1	24.5	23,912	360,851	94.7	24.6	21,144	311,215	86.2	24.4
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	11,947	125,165	96.4	8.0	11,593	120,186	96.0	8.2	9,989	101,821	84.7	8.0
信用金庫	64,485	672,285	97.2	43.2	64,937	646,437	96.2	44.1	60,635	588,832	91.1	46.1
信用組合	3,466	28,186	95.4	1.8	3,334	25,767	91.4	1.8	3,046	23,587	91.5	1.8
政府系金融機関	108	1,238	80.2	0.1	93	1,126	91.0	0.1	87	940	83.5	0.1
その他	0	0	>	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	128,393	1,557,156	95.8	100.0	125,229	1,466,795	94.2	100.0	112,452	1,277,025	87.1	100.0

■代位弁済（元利）

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	205	2,599	79.6	28.5	256	3,479	133.8	24.4	389	4,997	143.6	25.3
地方銀行	188	2,109	114.4	23.1	317	3,693	175.1	25.9	352	4,564	123.6	23.2
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	107	985	95.4	10.8	148	1,293	131.3	9.1	180	1,754	135.6	8.9
信用金庫	370	3,293	104.1	36.1	587	5,357	162.7	37.5	894	8,108	151.3	41.1
信用組合	19	146	50.9	1.6	48	459	313.4	3.2	45	288	62.9	1.5
政府系金融機関	0	0	>	0.0	0	0	0.0	0.0	2	2	<	0.0
その他	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	889	9,133	94.8	100.0	1,356	14,281	156.4	100.0	1,862	19,713	138.0	100.0

令和5年度統計資料

業種別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	2,331	36,096	12.6	17.2	2,934	50,453	139.8	17.8	3,545	64,083	127.0	18.3
農林漁業	12	224	38.3	0.1	14	140	62.2	0.0	6	32	22.9	0.0
鉱業	4	130	57.8	0.1	0	0	>	0.0	1	10	<	0.0
建設業	5,533	66,532	16.6	31.7	6,674	90,416	135.9	31.9	7,740	114,942	127.1	32.8
卸売業	1,416	26,792	16.6	12.8	1,865	38,947	145.4	13.8	2,033	44,648	114.6	12.7
小売業	1,652	21,279	18.1	10.1	1,994	30,444	143.1	10.8	2,256	36,441	119.7	10.4
飲食店	408	3,481	8.6	1.7	576	4,730	135.9	1.7	720	6,781	143.4	1.9
運送倉庫業	781	15,260	17.8	7.3	919	18,223	119.4	6.4	1,019	22,440	123.1	6.4
サービス業	2,505	27,755	13.5	13.2	2,957	34,907	125.8	12.3	3,666	47,236	135.3	13.5
不動産業	710	11,938	28.6	5.7	745	13,993	117.2	4.9	776	13,211	94.4	3.8
その他の産業	57	555	18.1	0.3	78	832	150.0	0.3	88	967	116.2	0.3
合計	15,409	210,042	15.7	100.0	18,756	283,084	134.8	100.0	21,850	350,791	123.9	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	25,090	341,473	94.6	21.9	23,954	316,149	92.6	21.6	20,380	261,475	82.7	20.5
農林漁業	64	933	112.7	0.1	65	903	96.8	0.1	62	817	90.5	0.1
鉱業	14	303	124.6	0.0	15	257	84.6	0.0	14	205	79.8	0.0
建設業	37,732	436,340	95.9	28.0	37,350	412,370	94.5	28.1	34,118	364,637	88.4	28.6
卸売業	12,710	190,800	95.3	12.3	12,251	180,498	94.6	12.3	10,571	155,086	85.9	12.1
小売業	13,514	149,730	96.5	9.6	13,144	144,221	96.3	9.8	11,970	129,623	89.9	10.2
飲食店	5,760	42,984	95.9	2.8	5,652	40,274	93.7	2.7	5,199	35,917	89.2	2.8
運送倉庫業	6,664	106,517	98.3	6.8	6,376	101,166	95.0	6.9	5,774	90,945	89.9	7.1
サービス業	22,103	235,446	96.4	15.1	21,762	220,074	93.5	15.0	20,169	193,712	88.0	15.2
不動産業	4,223	48,339	94.2	3.1	4,159	46,859	96.9	3.2	3,717	40,917	87.3	3.2
その他の産業	519	4,291	91.8	0.3	501	4,025	93.8	0.3	478	3,691	91.7	0.3
合計	128,393	1,557,156	95.8	100.0	125,229	1,466,795	94.2	100.0	112,452	1,277,025	87.1	100.0

■代位弁済（元利）

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	130	1,437	60.0	15.7	198	2,442	170.0	17.1	309	3,857	157.9	19.6
農林漁業	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
鉱業	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
建設業	271	2,679	104.6	29.3	379	3,772	140.8	26.4	564	5,281	140.0	26.8
卸売業	136	1,796	103.0	19.7	214	2,843	158.3	19.9	237	3,286	115.6	16.7
小売業	102	767	60.7	8.4	194	2,061	268.6	14.4	274	3,596	174.5	18.2
飲食店	29	313	183.9	3.4	52	477	152.2	3.3	114	706	148.1	3.6
運送倉庫業	66	758	99.9	8.3	124	1,402	185.0	9.8	118	1,249	89.1	6.3
サービス業	145	1,335	196.1	14.6	174	1,158	86.7	8.1	238	1,703	147.1	8.6
不動産業	7	21	67.0	0.2	17	118	571.8	0.8	6	29	24.6	0.1
その他の産業	3	26	98.5	0.3	4	10	37.2	0.1	2	6	66.1	0.0
合計	889	9,133	94.8	100.0	1,356	14,281	156.4	100.0	1,862	19,713	138.0	100.0

制度別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
県制度	8,725	87,102	7.1	41.5	9,241	92,467	106.2	32.7	12,284	161,946	175.1	46.2
市町村制度	902	8,103	25.1	3.9	1,171	13,382	165.1	4.7	1,008	9,138	68.3	2.6
一般・協会制度	5,782	114,837	146.2	54.7	8,344	177,234	154.3	62.6	8,558	179,707	101.4	51.2
合 計	15,409	210,042	15.7	100.0	18,756	283,084	134.8	100.0	21,850	350,791	123.9	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
県制度	96,666	1,202,801	97.3	77.2	94,117	1,087,363	90.4	74.1	80,884	861,207	79.2	67.4
市町村制度	6,736	45,225	86.6	2.9	6,512	42,413	93.8	2.9	6,053	36,463	86.0	2.9
一般・協会制度	24,991	309,130	91.6	19.9	24,600	337,019	109.0	23.0	25,515	379,356	112.6	29.7
合 計	128,393	1,557,156	95.8	100.0	125,229	1,466,795	94.2	100.0	112,452	1,277,025	87.1	100.0

担保別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
有担保	609	14,567	101.4	6.9	679	15,903	109.2	5.6	603	13,059	82.1	3.7
無担保	14,800	195,475	14.7	93.1	18,077	267,181	136.7	94.4	21,247	337,732	126.4	96.3
合 計	15,409	210,042	15.7	100.0	18,756	283,084	134.8	100.0	21,850	350,791	123.9	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
有担保	3,308	52,627	88.8	3.4	3,061	49,646	94.3	3.4	2,775	44,890	90.4	3.5
無担保	125,085	1,504,529	96.0	96.6	122,168	1,417,149	94.2	96.6	109,677	1,232,135	86.9	96.5
合 計	128,393	1,557,156	95.8	100.0	125,229	1,466,795	94.2	100.0	112,452	1,277,025	87.1	100.0

第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

業務運営方針

埼玉県信用保証協会は、ポストコロナ時代の新たな事業環境の中で持続可能な事業経営に取り組む中小企業・小規模事業者支援を念頭に、関係機関との連携を深めながら、地域社会の発展に貢献していきます。

そのために、以下の(1)～(4)の業務運営方針を掲げ、役職員が一丸となって業務に邁進します。

(1) 中小企業・小規模事業者の多様なニーズに応じた支援を実践し、事業継続に貢献します。

コロナ禍を乗り越え、新たな事業環境の中で活躍するための取組みを積極的に後押しするとともに、物価高騰や今後深刻化が予想される人手不足など、引き続き厳しい事業環境下にある中小企業・小規模事業者の支援にも取り組んでいきます。また、その後においても事業継続のために、フォローアップにも取り組みます。

加えて、事業継続支援の一環として、中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた経営支援を実施し、営業キャッシュ・フローの改善企業割合50.0%（経営支援実施時と実施2年後との比較）、および経営支援の満足度4.6点（専門家派遣実施後アンケートの満足度平均点、5段階評価）について、本中期事業計画中の実現に向けて継続的な効果検証を行い、経営支援の質的向上に努めます。

【具体的取組み】

- 1) 新たな事業環境への適応に取り組む中小企業・小規模事業者の事業継続支援
- 2) 経営者保証に依存しない資金調達の推進
- 3) 経営支援・再生支援の強化

(2) 公的機関として、地域のハブ機能を十分に発揮し、地域で必要とされる組織を目指します。

第7次中期事業計画期間中も、金融支援・経営支援が重要な課題であると認識しています。一方で、当協会のみではマンパワーやノウハウにも限りがあるため、十分な支援ができない可能性があります。

そこで、金融機関や中小企業支援機関との間でノウハウを蓄積・共有し、実効性のある支援を行います。

【具体的取組み】

- 1) 金融機関との対話を通じた連携体制強化・相互理解の促進
- 2) 関係機関との連携および支援体制の充実・強化

(3) 経済環境の変化に対応し続けられる組織体制の強化と職員のスキル向上を促進します

変化の激しい経済環境においては、信用保証協会に求められる役割も変化していくことが想定されます。その役割を確実に果たしていくために、第6次中期事業計画期間中に構築した、金融支援・経営支援・創業支援・事業承継支援等の多様な支援に対応できる体制をさらに強化していきます。

また、危機時の事業継続体制を見直して、天災などの不測の事態の際に万全の態勢で臨める体制を維持・強化します。

【具体的取組み】

- 1) 持続可能な組織体制の確立
- 2) 人材の育成と能力を活かした人員配置の実施
- 3) IT活用を通じた業務の効率化と利便性の向上

(4) 公的機関に寄せられる社会的な期待に十分応えられる持続可能な組織運営を行います

信用保証協会が業務を行うにあたっては、地域からの信用が不可欠です。

そのために、法令やルールを遵守した公正かつ誠実な業務の遂行と強固な財務基盤の維持を図るとともに、地域貢献に資する取組みを推し進めます。

【具体的取組み】

- 1) コンプライアンスの徹底
- 2) 反社会的勢力の排除および不正利用の防止
- 3) 長期的な財務基盤の維持
- 4) 地域貢献の取組み

令和6年度経営計画

埼玉県信用保証協会は、第7次中期事業計画の業務運営方針を踏まえ、令和6年度の経営計画における重点課題として、以下のとおり取り組みます。

①中小企業・小規模事業者の多様なニーズに応じた支援を実践し、事業継続に貢献します

コロナ禍を乗り越え、新たな事業環境に適応するための取り組みを行う中小企業・小規模事業者に対する金融支援や、中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた経営支援を実施し、事業継続を後押しします。

②公的機関として、地域のハブ機能を十分に発揮し、地域で必要とされる組織を目指します

第7次中期事業計画期間中も、金融支援・経営支援が重要な課題であると認識しています。金融機関・中小企業支援機関との連携を強化して、互いのノウハウを蓄積・共有し、実効性のある支援を行います。

③経済環境の変化に対応し続けられる組織体制の強化と、職員のスキル向上を促進します

変化の激しい経済環境の中において、信用保証協会に求められる役割を確実に果たしていくために、金融支援・経営支援・創業支援・事業承継支援等の多様な支援に対応できる体制をさらに強化していきます。

また、危機時の事業継続体制を見直して、天災などの不測の事態の際に万全の態勢で臨める体制を維持・強化します。

④公的機関に寄せられる社会的な期待に十分応えられる健全な組織運営を行います

法令やルールを厳守した公正かつ誠実な業務の遂行と、強固な財務基盤の維持を図るとともに、地域貢献に資する取り組みを推し進めます。

この方針に沿って、各部門では以下に記す重点課題の解決に向けて業務に取り組みます。

●保証部門

- 経営力向上支援
- 経営者保証に依存しない融資の促進
- 資金繰り支援

●期中管理・経営支援部門

- 事業者の実情に寄り添った経営改善支援の実施
- 過剰債務からの脱却に向けた再生支援
- きめ細やかな延滞管理の実施

●回収部門

- 債務者の状況に応じた求償権管理回収

令和6年度経営計画

●その他間接部門

〈間接部門〉

- 金融機関との対話を通じた連携の深化
- ハブ機能の発揮に向けた関係機関との連携強化の取組み
- 利用者目線での情報発信の強化
- SDGsへの取組み
- 地域貢献への取組み

〈協会の運営基盤の強化〉

- 組織体制の強化と計画的な人材の育成
- コンプライアンスの徹底
- 反社会的勢力の排除および不正利用の防止
- デジタル化・IT化による生産性の向上
- 長期的な財務基盤の維持

〈主要業務の計画〉

(単位：百万円、%)

項 目	金 額	対前年度実績比
保 証 承 諾	350,000	99.8
保 証 債 務 残 高	1,096,463	85.9
代位弁済 (元利)	25,000	126.8
実際回収 (元損)	3,000	96.4



信用補完制度

信用補完制度について

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、または資本市場からの事業資金調達のため私募債を発行する際、信用保証協会が公的な保証人として、中小企業者の金融を円滑にする制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）に伴う信用保証協会のリスクを、国が出資する日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

この2つの制度を総称して「信用補完制度」といい、国の中小企業金融施策の重要な一翼を担っています。

信用補完制度

信用保証制度

信用保証制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者が基本的な当事者です。信用保証協会は、中小企業者からの信用保証委託申込を受け融資の保証をします。その際、信用保証協会は、中小企業者から信用保証料を受領し、また、融資が返済不履行になった場合は、金融機関に対し代位弁済します。

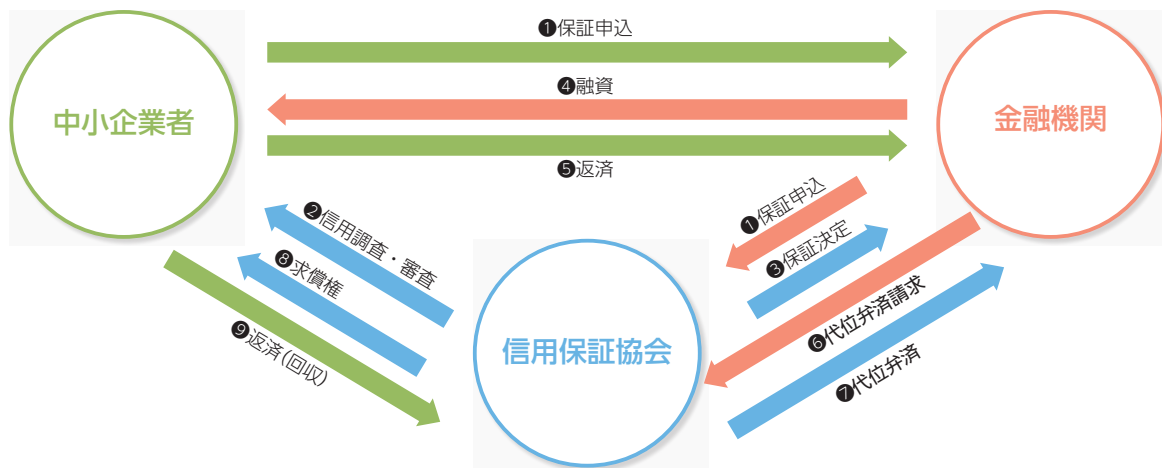
※現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）、全国をあわせて51協会が設けられています。

信用保険制度

信用保証協会は、日本政策金融公庫と信用保険契約を結び、保証付融資の実行に伴い信用保険料を支払います。金融機関への代位弁済が発生した場合、信用保証協会は、代位弁済額のうち一定の割合の金額を日本政策金融公庫から保険金として受領します。

信用補完制度

信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者は、取引金融機関等を経由して信用保証協会に保証申込みをします。
県・市町村制度融資の場合は、金融機関の他に市町村や商工会議所・商工会等を経由して申込みをします。
- ② 信用保証協会は、申込内容等の調査・審査をします。
- ③ 信用保証協会は、適当と認めた場合には保証決定し、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、中小企業者に融資します。中小企業者は金融機関を通じて信用保証料を支払います。
- ⑤ 中小企業者は、金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者が、万一何らかの事情で借入金の全部または一部を返済することができなくなった場合、金融機関は信用保証協会に保証債務の履行（代位弁済）を請求します。
- ⑦ 信用保証協会は、請求を審査した後、金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、代位弁済によって中小企業者に対し求償権を取得します。（求償権発生）
- ⑨ 信用保証協会は、以後、中小企業者と経営の立て直し等を相談しながら求償権の回収を図ります。

信用保険制度のしくみ



- ① 信用保証協会と日本政策金融公庫（以下「公庫」という）は信用保険契約（包括保険の契約）を締結し、公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、信用保証を行うと上記①の契約に基づき公庫に保証通知をするとともに、信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した場合には、公庫に保険金を請求します。
- ④ 公庫は保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額に対して一定の割合を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は保険金受領後に求償権を回収した場合は、公庫に対し保険金の受領割合に応じて回収金を納付します。

信用保証制度の概要

ご利用いただける中小企業者

◆企業規模

原則として、次表の「資本の額または出資の総額」もしくは「常時使用する従業員数」のいずれか一方が該当している必要があります。

業 種	資本の額または出資の総額（※1）	常時使用する従業員数
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業含む）	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 業	個人事業者	100人以下
	法人（※2）	300人以下

※1 個人事業者・NPO法人は、常時使用する従業員数のみ該当している必要があります。

※2 医業を営む法人とは、医業を主たる業とする医療法人・社会福祉法人・一般財団法人または一般社団法人を指します。

※3 組合は当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

ただし、次表の政令特例業種については、「規模要件」が異なりますのでご注意ください。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業（※4）	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※4 自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。

◆業種

一般にいう商工業者のほとんどの方が利用できます。ただし、農林漁業、性風俗関連特殊営業業種、金融業、学校法人、宗教法人、LLP（有限責任事業組合）等は原則として保証の対象となりません。

また、許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

※各項目への適否に関わらず、総合的な判断の結果、ご利用いただけない場合があります。

◆所在地

「埼玉県内において」事業を行っている（※5）必要があります。

なお、「埼玉県内において」事業を行うとは、次表に該当していることをいいます。

個人事業者	埼玉県内に住居または事業所があること。 ただし、住居とは単なる住民登録上の住所というだけではなく、原則として実際に居住していることが必要です。
法 人	埼玉県内に本店または事業所があること。 ただし、法人の本店または事業所が、単なる登記上の所在地で事業の実体がない場合は保証の対象となりません。

※5 「埼玉県内において」事業を行っていることの判断は、実体に加え、法人税、所得税、事業税、住民税等の納税手続きを含め、総合的に行います。

信用保証制度の概要

信用保証の内容

◆保証限度額

1 中小企業者に対する保証金額の限度額は、無担保保証8,000万円に普通保証（原則、有担保）2億円を加えた、2億8,000万円が通常の限度額となります。ただし、国の施策による特別の資金を対象とした保証制度もあります。（例えば、セーフティーネット保証は、経営環境の悪化等で経営に支障をきたしている中小企業者を支援するために設定された保証制度です。）

また、埼玉県・市町村の制度融資の保証については、それぞれの融資制度要綱等に定められている融資限度額が保証の限度となります。

◆資金使途

保証の対象となる資金は、事業経営に必要な運転資金および設備資金に限られます。生活資金、住宅資金、投機資金にはご利用いただけません。また、原則として、転貸資金、既存の借入金返済資金（当協会が認めた場合を除く）にもご利用いただけません。

保証対象業種と保証対象外業種を兼業している場合は、当該資金が保証対象業種に係るものであると特定できる場合に限り、保証の対象となります。

◆保証期間

保証期間は、運転資金10年以内、設備資金12年以内となります。ただし、保証制度・資金使途等により異なる場合があります。

◆連帯保証人

信用保証のご利用にあたり連帯保証人が必要となる場合があります。

【法人代表者以外の連帯保証人について】

次の1～3を除いて、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人、または申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
2. 申込人（法人の場合はその代表者）の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
3. 財務内容や経営の状況等を総合的に判断し、通常の保証許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

【経営者保証を不要とする保証の取扱いについて】

次のいずれかに該当する法人の場合、経営者保証（法人代表者、法人の実質的な経営権を有している者等による保証）を不要とする保証の取扱いをすることができます。

金融機関 連携型	以下の要件をすべて満たしていること。
	●取扱金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資残高があること（残高がない場合、保証付融資と同時実行の取扱いも可能）。
	●直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと、かつ直近決算期において債務超過でないこと。
財務型	●法人と経営者個人の一体性の解消等（「資産・経理が明確に分離されている」等）が図られていること。
担保型	エグゼクティブ・プラス保証を利用する場合。
担保型	法人または経営者個人の所有不動産について担保提供があり、保証承諾金額に対して、全額の保全が図られていること。

※上記の他、信用保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする保証の取扱いが可能となる場合があります。

◆担保

保証債務残高が8,000万円超の場合、8,000万円を超える部分は原則として、物的担保が必要です。なお、ご利用いただく保証制度や、財務内容・経営状況等によっては、保証債務残高が8,000万円以下であっても物的担保が必要となる場合があります。

また、資金使途が不動産取得資金の場合は、融資対象物件を物的担保とする必要があります。

◆責任共有制度

信用保証付きの融資については、「責任共有制度」が導入されています。これは、金融機関と信用保証協会とが適切に責任共有を図ることで、両者が従来以上に連携を強化し、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった適切な支援を行うことを目的とするものです。

【負担金方式と部分保証方式】

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関ごとの選択により、そのいずれかになります。金融機関の負担割合は、いずれの方式においても20%です。

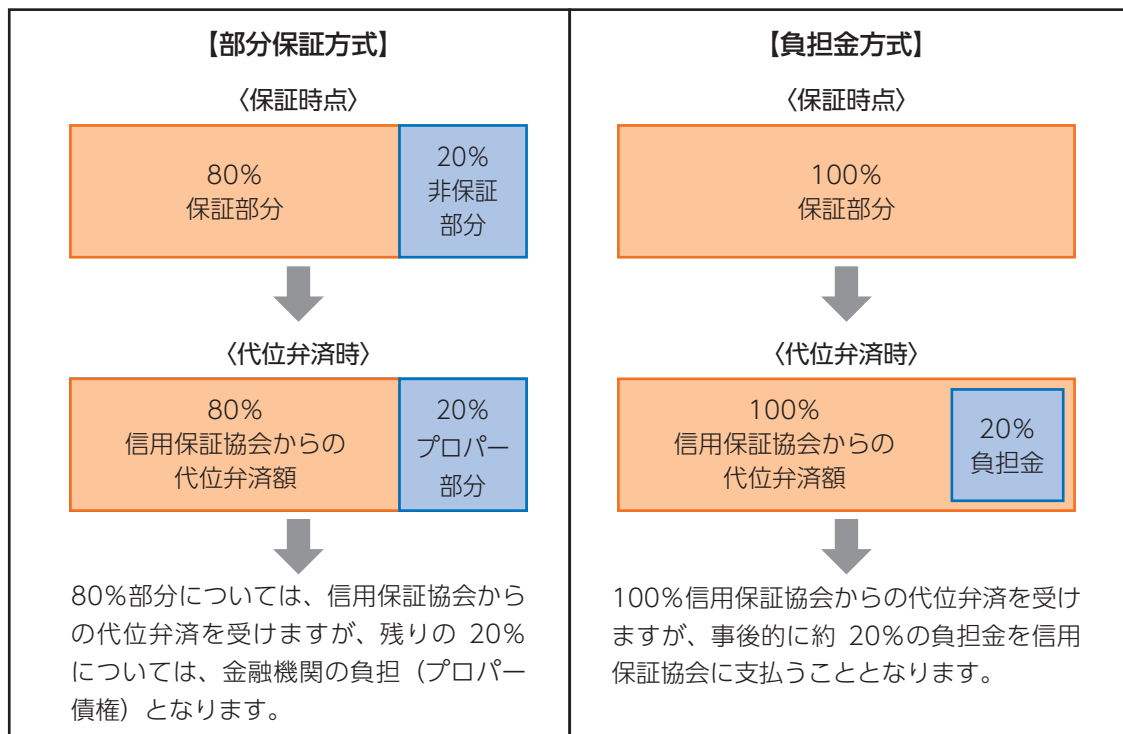
①部分保証方式

金融機関が行う個別の融資金額の一定割合（80%）を信用保証協会が保証する方式です。

②負担金方式

個別の融資では、従来と同様に100%が保証されますが、金融機関は信用保証協会の保証利用実績（保証債務平均残高や代位弁済率等）に応じ、一定の負担金を事後的に信用保証協会へ納付する方式です。

〈責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図〉



【責任共有制度の対象となる保証制度】

原則として、すべての保証制度が責任共有制度の対象となりますが、経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号、6号、小口零細企業保証、創業関連保証などの保証制度は、信用保証協会の100%保証となっています。

信用保証制度の概要

信用保証料

信用保証料（以下、「保証料」という）は、貸付金額（根保証制度は極度額）、保証期間、信用保証料率（以下、「保証料率」という）、分割係数を基に算出します。

◆保証料率

保証料率は、CRD（中小企業信用リスク 情報データベース）を活用し、中小企業者の決算書を基に財務面の評価を行い、その結果に個々の中小企業者の定性要因を加味して、9段階に区分された保証料率から決定します。なお、一部の保証制度においては、政策的見地より中小企業者の経営状況にかかわらず、一律の保証料率を適用しています。

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準利率 (%)	責任共有 保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
	責任共有対象外 保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証または当座貸越根保証をさします。

◆分割係数

返済方法が分割返済のものは、その返済方法に応じ、所定の分割係数を乗じて保証料を計算します。

数回返済割分	均等分割返済の係数	不均等分割返済の係数
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

◆保証料率の割引・割増

①有担保割引

有担保保証については、0.1%（自治体制度の一部は0.03%）の割引を適用します。

（一部の保証制度は有担保割引の対象外となっています。）

②会計参与設置会社に対する割引

会計参与を設置している旨の登記を行っている場合は、0.1%の割引を適用します。

（一括支払契約保証を除く。）

③事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となる保証制度をご利用いただく場合は、同制度の要綱に基づき0.25または0.45%の割増を適用します。

◆保証料の計算方法

【根保証制度の場合】

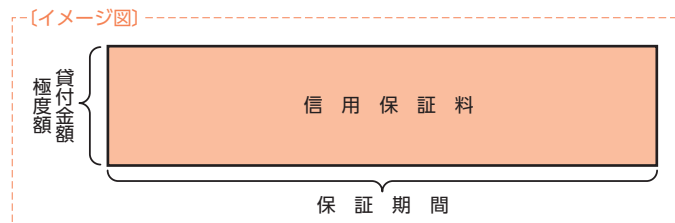
〔計算式〕 保証料(円) = 貸付金額[円] × 保証料率[%] × 保証期間[日] / 365

(円未満切り捨て)

【一括返済の場合】

〔計算式〕 保証料(円) = 貸付金額[円] × 保証料率[%] × 保証期間[月] / 12

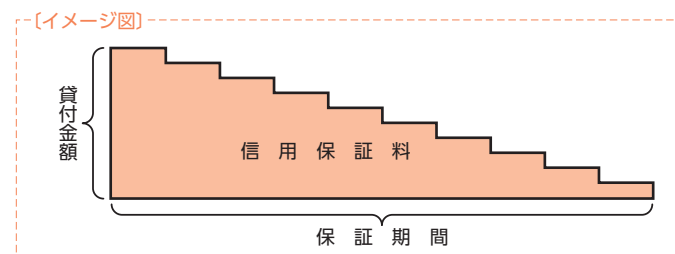
(円未満切り捨て)



【均等分割返済の場合（据置期間なし）】

〔計算式〕 保証料(円) = 貸付金額[円] × 保証料率[%] × 保証期間[月] / 12 × 分割係数

(円未満切り捨て)

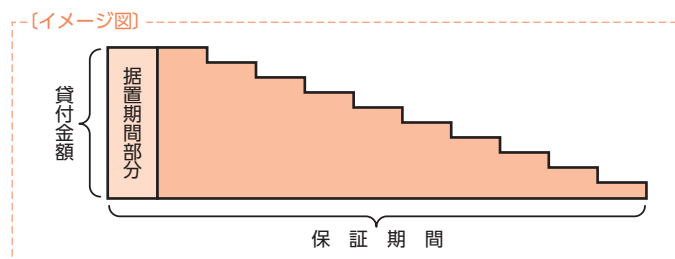


【均等分割返済の場合（据置期間あり）】

〔計算式〕 保証料(円) = 据置期間部分 + 分割返済部分

〈据置期間部分〉 貸付金額[円] × 保証料率[%] × 保証期間[月] / 12

〈分割返済部分〉 貸付金額[円] × 保証料率[%] × (保証期間 - 据置期間)[月] / 12 × 分割係数 (円未満切り捨て)



◆保証料の分割納付

保証料は、原則として一括でお支払いいただいております。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、借入人の希望により分割でお支払いいただくことが可能です。

- ①保証期間が2年を超える場合
- ②保証期間が1年を超える根保証制度をご利用の場合

◆保証料の返戻

お支払いいただいた保証料は過収の場合を除き、返戻しないこととしていますが、保証期日の前に完済した場合は、保証料の一部を返戻する場合があります（保証料額が1,000円以下の場合は、返戻の対象外となります）。

保証期日前の完済が当協会の借換保証によって行われる場合、借入人の希望により、完済によって発生する返戻保証料を、借換保証によって発生する新規保証料から差し引いてお支払いいただくことが可能です。

情報管理・コンプライアンス等の取組み

情報資産管理強化への取組み

当協会では、事業活動の実施に伴って取り扱うお客様の情報を、守るべき最重要な情報資産として認識しています。そうしたことから、情報資産の管理強化を図るため、情報セキュリティ基本方針を掲げるとともに、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO27001」に基づいた情報管理体制の確立に努めています。

今後も、中小企業者、ならびに関係機関の皆さまから安心して保証を利用していただけますように、引き続き、よりレベルの高い情報管理に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当協会は、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としています。当協会は、事業活動の実施に伴って取り扱うお客様の情報を守るべき最重要な情報資産として認識し、これを守るために、協会内に情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、運用し、見直し、維持および改善します。具体的には、以下の指針に従って活動を推進します。

1. 情報セキュリティ目標

当協会は、情報セキュリティマネジメントシステムを適切に実施し、事業活動を行うにあたって、情報セキュリティ目標を設定し、これを達成するための計画を策定し、実施します。

2. リスクアセスメントの実施

当協会は、情報資産に対して、リスクアセスメントを実施し、各情報資産に及ぼすリスクを認識した上で、これに対する管理策を策定し、実施し、これを維持します。

3. 情報セキュリティ体制

当協会は、情報セキュリティマネジメントシステムを推進する機能として、情報セキュリティ委員会を設置し、部門には情報セキュリティ責任者を配置し、情報資産の適正な管理を実施します。

4. 法令および規制等の遵守

当協会のすべての役員、職員（嘱託、パート、派遣スタッフ（業務委託先含む））は、情報セキュリティに関する法令、規制およびお客様との契約事項については、その要求事項を遵守します。

5. 教育・訓練

当協会のすべての役員、職員（嘱託、パート、派遣スタッフ（業務委託先含む））には、必要な情報セキュリティに関する教育・訓練を実施し、各人に情報セキュリティの活動の重要性を認識させることにより、意識の向上および関連する諸規程の周知徹底を図ります。

個人情報保護の取組み

個人情報保護宣言

埼玉県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口（または郵送）に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口（または郵送）に持参（または郵送）ください。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は、各業務区域を管轄するさいたま営業部、支店、管理再生支援部になります。業務区域の詳細と各部署の連絡先については、「県内担当地域と事業所のご案内」（P40）をご覧ください。

コンプライアンス・危機管理態勢の基本方針

当協会は、公的使命と社会的責任を果たし、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンス・危機管理態勢の強化に役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として「信用保証協会倫理憲章」を制定し、役職員の行動指針として「行動規範」を策定しています。

コンプライアンス・危機管理態勢を徹底するため、必要に応じて対策本部を設置し、解決までの全ての任にあたるとともに、統括部署を定め、マニュアルに基づく指導や研修・啓蒙活動を行っています。各部署には総括担当者を配置し、実施状況を監視することで問題の早期発見に努めています。更に顧問弁護士とも連携を強化するなど、きめ細かい実践体制を整えています。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

5. 地域社会に対する貢献

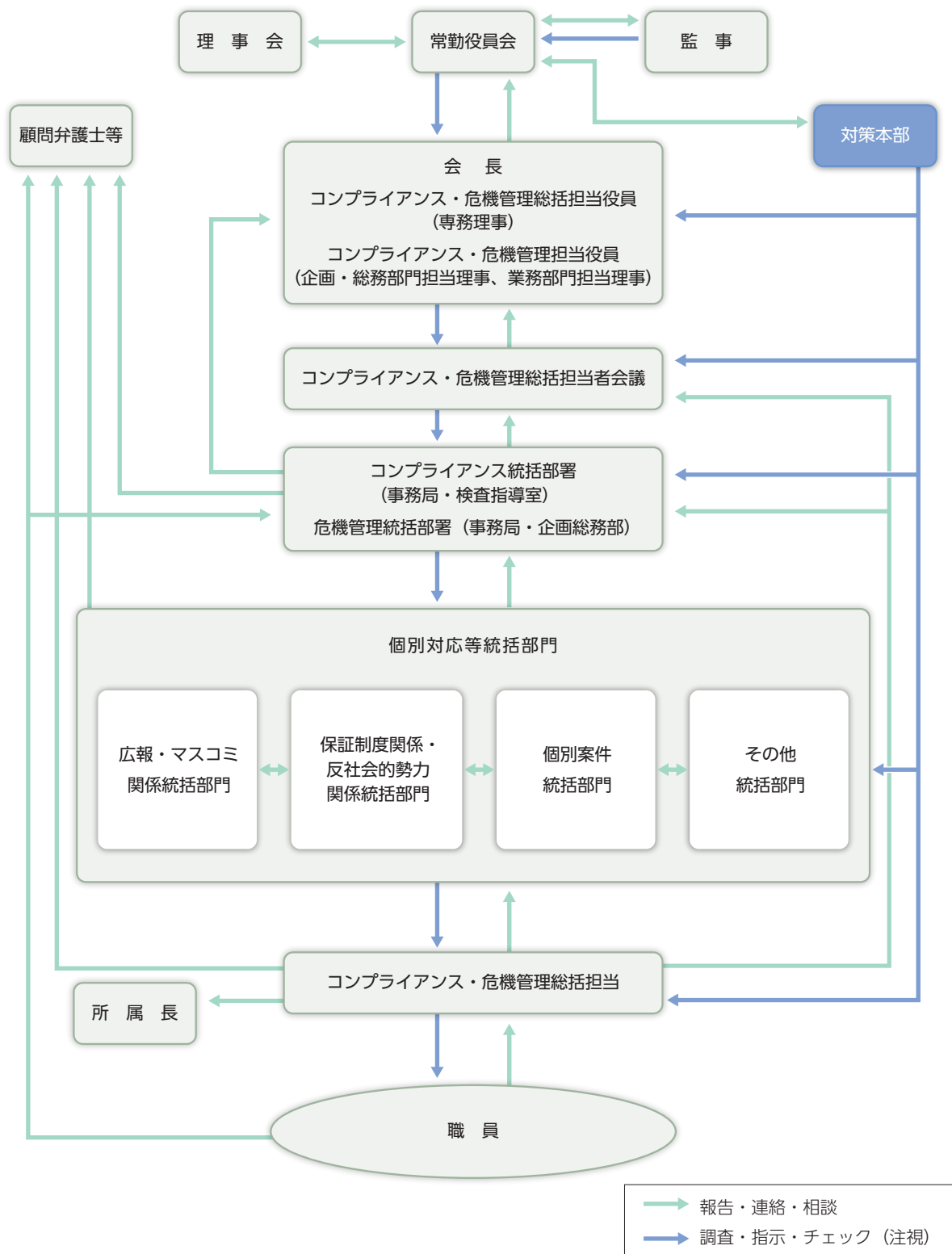
広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを実現するための具体的な行動計画を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定するとともに、このプログラムの進捗確認および実施状況の評価・チェックを随時行っています。

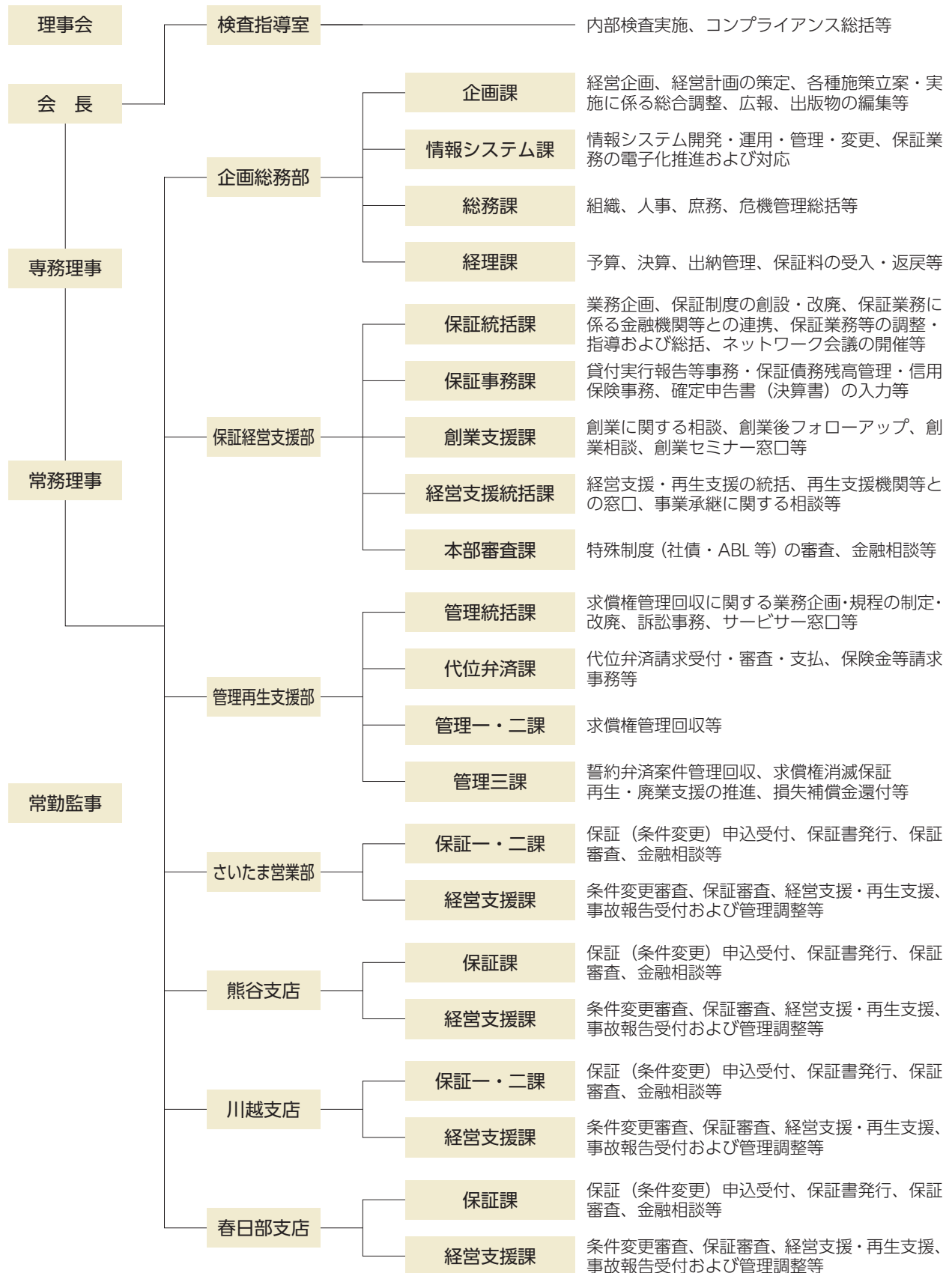
① 業務執行にあたる役員の責務	コンプライアンス・危機管理総括担当者を選任するとともに、定例の幹部職員会議や年度初めにおける役員の講話などを通じ、コンプライアンスの徹底を指示します。
② コンプライアンスの統括	前年度の実績報告を行うとともに、次年度のコンプライアンス・プログラムを審議します。また、必要に応じて不祥事の発生防止等に向けた指導を行います。
③ コンプライアンス態勢の強化	内部検査や会議の開催等によって、定期的に各部署のコンプライアンスの推進・遵守状況を確認し、指導・助言を行います。
④ コンプライアンス統括部署の責務	コンプライアンス・危機管理総括担当者会議を運営するとともに、コンプライアンスチェックシートによるモニタリングを行います。
⑤ コンプライアンス担当者の責務	日常を注視し、コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、コンプライアンス教育等に力を置いています。
⑥ 研修・広報等の実施	不祥事を未然に防止するため、外部講師による集合研修や内部研修等を実施します。また、取り組み内容をホームページや広報誌等に掲載します。

コンプライアンス・危機管理体制図 (令和6年4月1日現在)

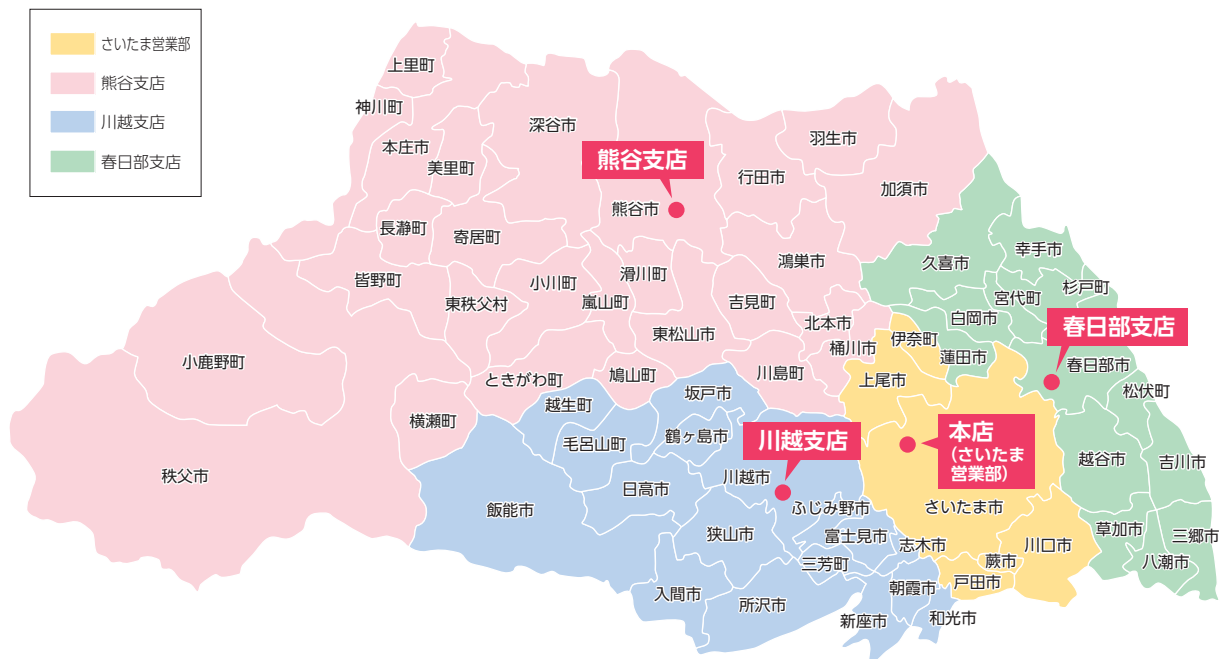


事業体制と県内ネットワーク

組織機構図と主な業務 (令和6年4月1日現在)



県内担当地域と事業所のご案内



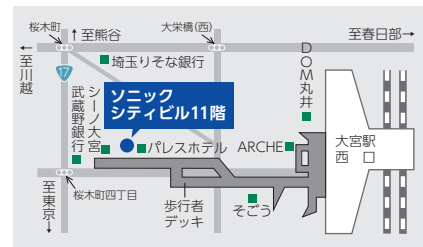
本店

〒330-9608

さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 (ソニックシティビル11階)

※創業支援課・経営支援統括課・本部審査課はソニックシティビル10階

TEL 検査指導室	048 (647) 4718
企画総務部	企画課・情報システム課 048 (647) 4712
	総務課・経理課 048 (647) 4711
保証経営支援部	保証統括課・保証事務課 048 (647) 4713
	創業支援課 048 (647) 4720
	経営支援統括課・本部審査課 048 (647) 4716
管理再生支援部	代位弁済課 048 (647) 4714
	管理統括課 048 (647) 4715
	管理一・二・三課 048 (647) 4717
さいたま営業部	保証一課 048 (647) 4721
	保証二課 048 (647) 4722
	経営支援課 048 (647) 4723



大宮駅西口より徒歩5分

熊谷支店

〒360-8608

熊谷市筑波2丁目48番地1

(熊谷大栄ビル4階)

TEL 保証課 048(521)5221

経営支援課 048(521)5277



熊谷駅北口より徒歩3分

川越支店

〒350-1183

川越市新宿町1丁目17番地17

(ウェスタ川越公共施設棟5階)

TEL 保証一課・二課 049(249)1681

経営支援課 049(249)1671



川越駅西口より徒歩5分

春日部支店

〒344-8508

春日部市南1丁目1番7

(東部地域振興ふれあい拠点施設5階)

TEL 保証課 048(731)7311

経営支援課 048(731)7312



春日部駅西口より徒歩5分



埼玉県信用保証協会

ホームページ

埼玉県信用保証協会

検索

